

仕 様 書

1 業務名

令和6年度「事業系食品ロス」周知映像放映業務

2 業務目的

「事業系食品ロス」を市民に広く周知するためのPR映像を札幌市内の大型ビジョンで放映するものである。

3 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

啓発映像の放映

(1) 放映する映像

以下の2パターン（音声入り）を交互に放映することとする。動画ファイルの保存された媒体（DVD-ROM）は本市より貸与する。

- ・動画1（宴会編）15秒バージョン <https://youtu.be/NoEN0zVP8ZQ>
- ・動画2（小売編）15秒バージョン <https://youtu.be/ArW5KnOH67w>

(2) 放映場所

- ・札幌PARCOビジョン（中）南1条西4丁目）
- ・狸ビジョン（狸小路商店街1丁目～6丁目 アーケード上部 全6台）
- ・札幌地下街大型ビジョンHILOSHI（三越地下2階入口）
- ・すすきのSABRO.TV（中）南4条西4丁目16）

(3) 放映期間・頻度

- ・札幌PARCOビジョン：1か月（30日）（8:00～22:00 1日28本）
- ・狸ビジョン：1か月間（30日）（10:00～22:00 1日48本/台）
- ・札幌地下街大型ビジョンHILOSHI：1か月間（28日）（7:00～21:00 1日40本）
- ・すすきのSABRO.TV：1か月間（28日）（17:00～22:00 1日20本）

本数は2パターン合計の数。放映時期については履行開始日～令和7年3月31日（月）の期間内で設定する。指定する時期の放映が困難な場合は札幌市と協議すること。

(4) 放映に係る作業・手続等

受託者は、放映に必要なとなるファイルのエンコード、メディアの複製、放映時期の確保、申込み手続など、放映に関する一切の作業を行なうこと。

5 提出書類

受託者は業務完了後、速やかに次の書類を提出すること。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 業務完了届 | 1部 |
| (2) 業務報告書（放映場所ごとの放映日がわかる書面） | 1部 |

6 特記事項

- (1) 本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) この業務の遂行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (5) この業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び不明な事項については、委託者との協議による。

7 問い合わせ

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（札幌市役所 13 階北側）

一般廃棄物係 佐藤 Tel 211-2927 Fax 218-5105